

兵庫県加古川市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

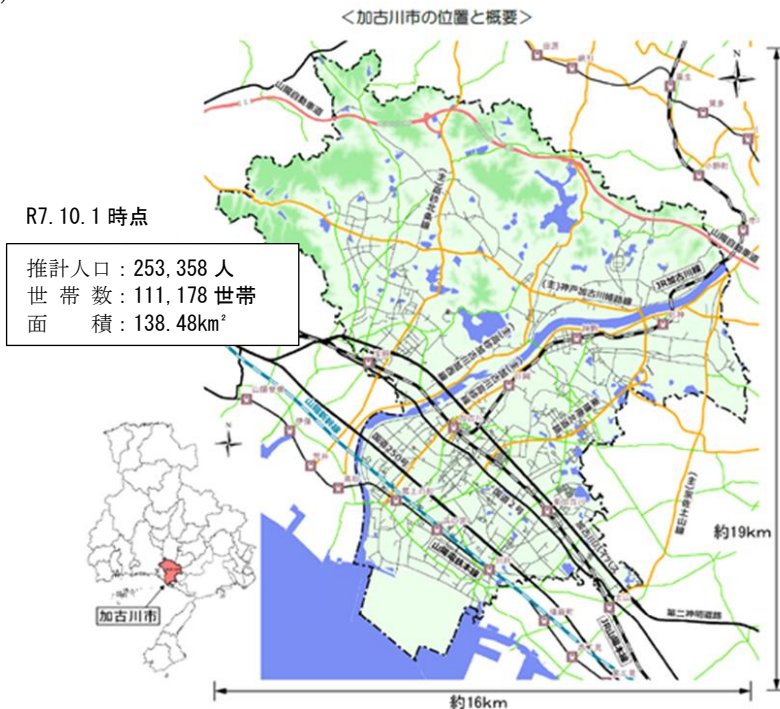
設定する区域は、令和7年10月1日現在における兵庫県加古川市の行政区域とし、概ねの面積は13,848haである。

本区域には下表のとおり環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

（環境保全上重要な地域）

地域名	有無
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域	—
〃	自然環境保全地域
〃	都道府県自然環境保全地域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区	—
自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園区域	—
〃	国立公園区域
〃	都道府県立自然公園
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域	—
シギ・チドリ類湿地渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

（促進区域図）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

加古川市は、兵庫県播磨地域の東部に位置しており、南は播磨灘に面している。加古川の河口に広がる標高2m～30mの段丘平野に、加古川の水の恵みを受けて発達した都市である。東西約16km、南北約19km、総面積は13,848haとなっており、気候は瀬戸内式気候であり、年平均気温15度前後と一年を通して温暖で降水量は少ない。

【インフラの整備状況】

①鉄 道

加古川市の南部を東西に、西日本旅客鉄道山陽本線と山陽電気鉄道本線が並行して走っており、南北方向には加古川の左岸地域を西日本旅客鉄道加古川線が走っている。市内には西日本旅客鉄道山陽本線の東加古川駅、加古川駅、山陽電気鉄道本線の別府、浜の宮、尾上の松、西日本旅客鉄道加古川線の加古川駅、日岡駅、神野駅、厄神駅があり、市の南東には播磨町、明石市の境界に西日本旅客鉄道山陽本線土山駅が、南西には高砂市の市境に西日本旅客鉄道山陽本線宝殿駅がある。

朝夕のピーク時には、1時間に西日本旅客鉄道山陽本線では10～18本、山陽電気鉄道本線では6～10本、西日本旅客鉄道加古川線では3本の運行があり、西日本旅客鉄道加古川駅から姫路へは約10分、三ノ宮へは約30分で結ばれている。

②道 路

東西軸では、市南部を東西に走る国道2号加古川バイパス、国道250号及び市北端を東西に走る山陽自動車道が主な道路である。

南北軸では、東播磨道、尾上小野線が主要な道路となっており、北部地域や以北の他市町へのアクセスに欠かせない重要な道路となっている。

③港 湾

加古川市を中央とした周辺自治体東西14kmに跨る東播磨港は、港湾法（昭和25年法律第218号）上の重要港湾に指定されている。特に加古川地区は、大規模な製鉄所が立地しており、水深17m岸壁などの専用施設により鉄鉱石、石炭を輸入する一方、鉄鋼を生産し国内外に広く出荷するなど、播磨臨海工業地帯の中心的役割を果たしている。

【産業構造】

加古川市は、兵庫県南部の播磨灘に面し、播磨平野を貫流する加古川の河口に広がる堆積平野に発展した自然豊かな市である。加古川地方の歴史は古く、飛鳥時代より播磨の穀倉地帯として、また、都から西域への交通の要所として知られ、江戸時代には参勤交代時の本陣を構える宿場町として栄えた。

明治維新後は、毛織物と肥料のまちとして栄えた。1979年（昭和54年）には志方町を合併し、その後、播磨臨海工業地帯の整備促進により、鉄鋼をはじめとする近代産業が進出し、それに伴って宅地開発が進み、東播磨地域の中核都市として発展してきた。

地場産業としては、日本の三大産地として数えられる靴下製造と国包地方に古くから営まれてきた建具がある。

RESAS（令和3年）によると、市内付加価値額は全産業で259,478百万円、そのうち全体の25.3%を占める65,656百万円を製造業が構成しており、全国（19.3%）と比べても、市内産業における製造業の存在感の大きさが分かる。

【人口分布の状況】

加古川市の人口は、2020年（令和2年）国勢調査結果で、260,878人となっている。1950年（昭和25年）の市制施行以降、増加傾向にあり、1979年（昭和54年）の志方町編入以

降も増加していたが、2015年（平成27年）をピークに、2045年（令和27年）には、約21万人に減少すると推計されている。

2020年（令和2年）国勢調査結果によると65歳以上の人口は約28%を占め、超高齢社会となっている。今後の人口減少に伴い、65歳までの人口割合は減少していくが、2045年（令和27年）には、65歳以上の人口が40%を占め、約2.5人に1人が65歳以上になると推計されている。

加古川市の人口分布状況は、西日本旅客鉄道加古川駅周辺地区をはじめとして、西日本旅客鉄道山陽本線と山陽電気鉄道本線の沿線地域に集中している。一方、加古川バイパス以北では西日本旅客鉄道加古川線以西の市域西北部の人口は少なくなっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

RESASによると、加古川市の全産業の売上高のうち、製造業は全体の27.9%を占め、付加価値額においても全体の25%を占めている。また、従業者数においても23.9%を占めるなど、いずれも全国平均を上回っており製造業を中心とした産業構造を有する地域である。

こうした企業が有する高度な技術力や質の高い人材を背景に、持続可能な事業活動の確立と成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、生産性改革を進め、質の高い雇用の創出や就業者の所得増加を通じて市内での経済循環の活性化を目指す。

また、主要幹線道路や高速道路網が発達し、京阪神都市圏や中国地方へのアクセスが便利な地理的優位性を生かし、需要拡大と更なる発展が見込まれる物流関係産業の育成及び誘致に取り組むことで相乗効果を図る。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	8億7,300万円	12億7,600万円	+46%

(算定根拠)

- ・1件あたり平均5,284万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を新たに6件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.27倍の波及効果を与え、促進区域で4億300万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・また、KPIとして地域経済牽引事業の新規承認事業件数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規承認事業件数	3件	9件	+200%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、5,284万円(兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサス活動調査(令和3年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で1%以上増加すること
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2%以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

加古川市神野町神野字 辻ノ東(つじのひがし)、辻ノ西(つじのにし)
加古川市神野町福留字 カルト池(かるといけ)、茨谷(いばらだに)

(概況及び公共施設)

本区域の面積は約36haであり、農用地区域約1.6ha(うち農地約1.3ha)が含まれる。また、全区域が市街化調整区域である。

本区域は、加古川市中央部と兵庫県北播磨地域を結ぶ高規格道路である「東播磨道」の県立加古川医療センターランプに近接しており、京阪神大都市圏、兵庫県西播磨を經由して中国地方へとつながる国道2号加古川バイパスの加古川中央ジャンクションまで約3.8km、また兵庫県北播磨地域へとつながる国道175号まで約10kmと神戸・大阪をはじめとする都市圏等への高速アクセスに優れた立地環境にある。

この充実した広域道路ネットワークにより、本区域から約2km南側には金属加工等製造業及び物流施設等が立地して産業集積拠点が誕生予定である。また本区域の西側にはすでに食料品ロジスティクスセンターが立地するほか、さらに食料品製造工場等の立地予定がある。

なお、本区域内に自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は存在しない。

(関連計画における記載等)

①加古川市総合計画

企業立地の促進として、「近年、産業用地が不足しており、用地確保に向けたニーズも高まっています。そのため、産業用地の確保に向けた取組を進め、地域企業の事業拡大並びに

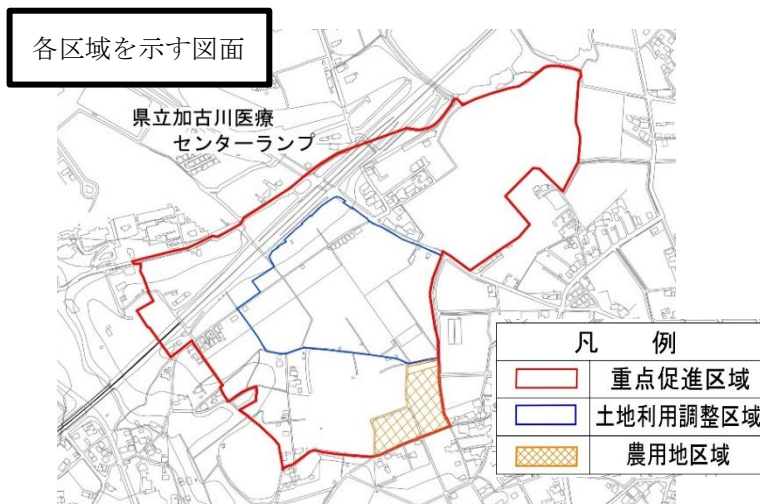
新たな企業の立地を促進する必要があります。」としている。

②加古川市都市計画マスタープラン

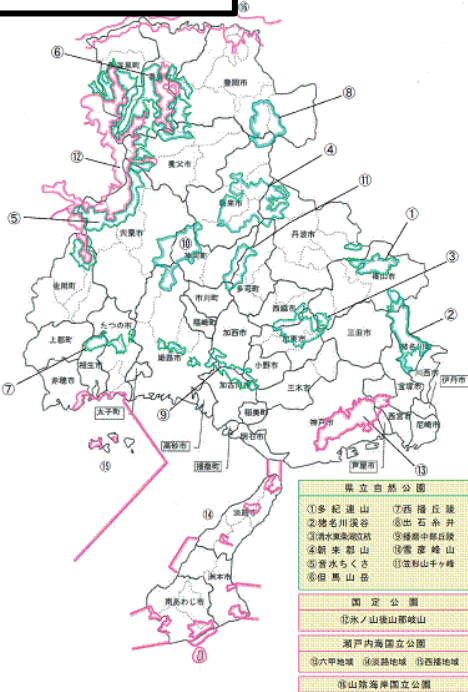
産業振興や集落の活力維持に向けた土地利用の誘導として、「東播磨南北道路や播磨臨海地域道路などの広域幹線道路の整備に伴う産業系土地利用のニーズへの高まりに対応し、幹線道路沿いやインターチェンジ周辺などにおいて、計画的に土地利用転換を進めます。」としている。

③加古川市農業振興地域整備計画書

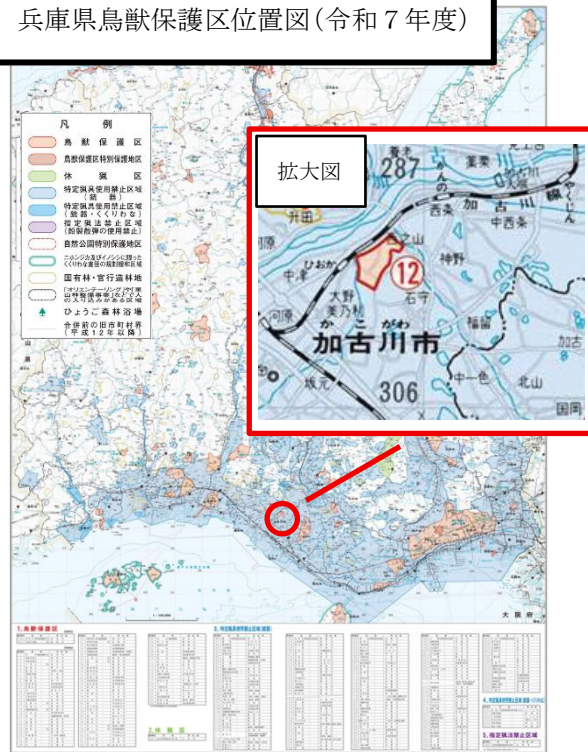
農用地等の保全の方向として、「やむを得なく農地が農業以外の用途に開発される場合には、土地利用の広域的な調整を行い、農地の乱開発を防止するよう推進する。」としている。



兵庫県の自然公園



兵庫県鳥獣保護区位置図(令和7年度)



(2) 区域設定の理由

本区域については、優れた立地環境を生かし、さらに多くの企業の製造・物流拠点としての活用が見込まれることから、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

本市内に存在する主な工業団地には、相当数の企業が立地可能なまとまった区画は残っておらず、他の市街化区域においても適地には既に相当数の企業が立地・または立地予定であり、新たな用地の確保が困難な状況となっている。

また、本市内の農用地区域外の地域についても、住宅や山林等が密集しており、事業規模に見合う用地を確保することが困難である。

これらのことから、産業集積が可能な既存の工業団地や遊休地等の業務用地は存在していないため、農用地区域及び市街化調整区域を含む本区域を重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域内には第1種農地を含んでいるが、耕作者が減少したことにより遊休農地が増加しており、将来的な遊休農地の活用は見込めない状況である。

本区域は農用地及び市街化調整区域を含んでいるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用の調整の方針を記載する。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①製造業の集積を活用した成長ものづくり分野

②加古川市の京阪神大都市圏等多方面へアクセス良好な交通インフラを活用した物流関連産業

(2) 選定の理由

①製造業の集積を活用した成長ものづくり分野

RESASによると、加古川市の全産業に占める製造業の割合（付加価値額ベース）は25%を占めており、これは全国割合 19.3%と比べて上回っており、製造業に特性を有する地域であるといえる。

こうした特性をさらに伸長すべく、市としては、加古川市の工業系用途地域へ工場等を見新設・移設する場合、土地・建物及び償却資産に係る固定資産税額の2分の1に相当する奨励金を3年間交付する「加古川市企業立地促進奨励金」制度を設け、市内への関連企業誘致を推進し、産業集積を進めている。

また、技術面や経営課題に直面するものづくり産業を支援するため「加古川市ものづくり支援センター」を設置。センターには技術専門ディレクターを配置し、製造企業の技術革新、高度化、第二創業など販路拡大への支援を行っている。

これらを踏まえ、地域の特性である製造業及びそれら産業を下支えする関連産業の集積を活用し、加古川市の成長ものづくり分野の更なる発展を目指す。

②加古川市の京阪神大都市圏等多方面へアクセス良好な交通インフラを活用した物流関連産業

加古川市は、兵庫県南部のほぼ中央に位置し、京阪神大都市圏や中国地方へのアクセスが良好な地域である。市内を横断する主要幹線道路である国道2号および国道250号は、神戸市・明石市と姫路市を結び、さらにその先、西日本各地へのアクセスを提供している。さらに市北部には山陽自動車道の加古川北ICが位置し、中国地方への交通アクセスも容易である。また、地理的には瀬戸内海沿岸、四国方面へのアクセスにも便利で、物流拠点としての優位性を持っている。

さらに令和7年には加古川市内から北部にかけ約12.1kmにわたって伸びる高規格道路「東播磨道」が全面開通した。東播磨道は、加古川市内の産業集積地や物流拠点と、北播磨圏域を結ぶ重要な役割を果たしている。また開通により南北の移動における交通渋滞が回避でき、都市間輸送を円滑にしている。

これらのように加古川市は地理的優位性や多方面につながる交通道路網を有し、将来的には兵庫県臨海部を結ぶ高規格道路「播磨臨海地域道路」の整備計画があるなど、交通インフラの更なる充実が見込まれていることから、今後も物流拠点としてのニーズがさらに高まることが想定される。

そのため、加古川市では企業進出に伴う奨励金制度である「加古川市企業立地促進奨励金」の対象業種として物流関係を設定することで進出を促しており、この施策を活用して市内（遊休地）に大型物流施設（約1ha）が進出するなど成果が現れている。

物流関連産業は、インターネット販売の需要拡大に加え、サプライチェーンの最適化など多機能化のニーズが高まっており、ますますの成長が見込まれていることから、加古川市が有する地理的優位性、交通インフラの優位性と支援策を活用し、物流関連産業の育成と新規事業者の誘致を目指していく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かし、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備にあたっては、県等の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①加古川市企業立地促進奨励金

加古川市の工業系用途地域への工場、物流施設等の新設・移設に奨励金を交付する。土地・建物及び償却資産に係る固定資産税額の2分の1に相当する奨励金を3年間交付する。

②加古川市雇用奨励金

加古川市内で重点立地促進事業（兵庫県産業立地条例第2条第2項に定める事業）を行い、かつ兵庫県産業立地条例に基づく雇用補助を受ける事業者に対し、当該補助金額のうち市内居住従業員分について市から同額を上乗せし、交付する。

③加古川市ものづくり支援センター

技術面や経営課題に直面するものづくり産業を支援するため、当センターに技術専門ディレクターを加古川市産業振興課内に配置し、製造業の技術革新、高度化、第二創業など販路拡大への支援を行っている。支援にあたっては、兵庫県立工業技術センターをはじめ、公益財団法人新産業創造研究機構や公益財団法人ひょうご科学技術協会、公益財団法人ひょうご産業活性化センターなどの公的支援機関と連携しながら、企業訪問、技術相談、講演会、研修会などの事業を実施し、企業をサポートする。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

オープンデータ化の取組は、民間サービスの創出が期待できることから、市では、「加古川市オープンデータカタログサイト」を開設し、統計情報、加古川市認定道路、公共交通の位置情報とルート、ハザードマップ、河川ライブカメラ及び見守りカメラ設置場所の位置情報など加古川市が保有するデータ計1,874件（令和5年7月31日現在）を提供しており、ユーザー登録することでAPIの利用が可能となっている。

さらに、加古川市のオープンデータAPIを可視化した「行政情報ダッシュボード」では、加古川市のオープンデータのほか、e-Stat、RESAS、安全・安心メール等の情報を重ねて地図上に表示させることができる。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

加古川市産業振興課内において、事業者が抱える課題解決のための相談に対応する。なお、事業環境整備の提案を受けた場合については関係部署と協議の上、対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業誘致活動の推進

兵庫県及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と企業訪問等による加古川市PR活動に努める。

②兵庫県等の立地インセンティブの活用による企業立地の促進

加古川市企業立地促進奨励金のほか、県等が独自で実施している不動産取得税・法人事業税の軽減や設備・雇用補助などの企業誘致インセンティブについて、様々な機会を捉えてPRするとともに、最大限に活用した誘致活動を展開する。

③人材確保支援

兵庫労働局及び加古川商工会議所と雇用対策協議会を構成し、相互に連携することにより、管内企業の人材確保に関する支援を総合的かつ一体的に行っている。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7～9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①加古川市企業立地促進奨励金	運用	運用	運用
②加古川市雇用奨励金	7月運用開始	運用	運用
③加古川市ものづくり支援センター	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
オープンデータ	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口で対応	随時対応	随時対応	随時対応
【その他】			
①企業誘致活動の推進	検討	運用	運用
②兵庫県等の立地インセンティブの活用による企業立地の促進	検討	運用	運用
③人材確保支援	検討	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進にあたっては、兵庫県が設置するひょうご産業活性化センターや、加古川商工会議所、市内金融機関など地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による苦情紛争処理を行っている。

経営強化の支援として、「よろず支援拠点」による相談対応やサテライト相談所・現地相談会の活用のほか、中小企業診断士等による経営専門家の派遣制度など、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行う。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や各種拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行う。

②加古川商工会議所

会員企業のネットワーク等を活用し、当地域内外企業の設備投資計画等、企業情報の収集に努め、加古川市、兵庫県と連携して企業誘致を促進する。

③兵庫県立工業技術センター

中小企業のものづくり基盤技術の向上を図るため、技術相談や技術研究開発支援、技術者育成等に取り組む。当センターではこうした取組を積極的に進めるため、保有する機器の利用を企業に開放し、分析、評価を行うことで問題解決や新製品の開発を支援する。

保有機器の開放以外にも、中小企業の技術開発ニーズに加え、兵庫県の基盤産業の基盤的技術ニーズに対応した企業、大学等との共同研究により技術開発を支援する。

④市内金融機関

加古川市では創業支援の体制整備・強化を図るため、平成26年度より、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく創業支援等事業計画を策定している。計画策定に際して、加古川商工会議所、姫路商工会議所、日本政策金融公庫、但陽信用金庫、姫路信用金庫、日新信用金庫、兵庫県信用組合、株式会社中国銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社但馬銀行、株式会社みなと銀行、播州信用金庫、西兵庫信用金庫、兵庫信用金庫、兵庫県信用保証協会加古川支所及びひょうご産業活性センターとともに創業支援ネットワークとして連携し、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要な要素に応じて、ネットワーク参加機関の強みを生かした適切な支援を提供している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

さらに、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮することとし、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報・啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

【安全な市民生活の確保】

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、特殊詐欺を始めとした犯罪及び事故を防止し、又は地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の

取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。また、道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

特に、特殊詐欺の被害が多発している情勢に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアのほか、管理施設内に ATM が設置されている事業所及び電子マネーを販売する事業所については、確実に防犯責任者を設置した上で、当該事業所における ATM 利用者や電子マネー購入者に対する声掛けを促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯等を整装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労等の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとり、来日外国人が特殊詐欺等の実行犯のほか、口座売買等により犯罪に加担することがないように、必要な教育を実施する。

⑦特殊詐欺被害の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺の主な被害者層である高齢者やその家族等に対して、防犯情報を提供し、地域における被害防止への気運を醸成する。

また、コンビニエンスストアにおいて電子マネーを購入しようとする高齢者や、携帯電話で通話しながら ATM を操作している高齢者に対しては、地域ぐるみで声掛けを行うことで被害の未然防止がなされるように、特殊詐欺の手口や防犯対策に関する情報について、地域で共有を図る。

地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、管轄警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、管轄警察署等と連携しながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

【地域犯罪抑止力の向上】

加古川市では小学校の通学路や学校周辺を中心に見守りカメラを設置し、通学時や外

出時の子どもの安全を確保することで、市民が安心して子育てができるまちを目指す。

平成29年度から通学路や学校周辺を中心に公園周辺や駐輪場周辺、主要道路の交差点などに約1,500台の見守りカメラを設置している。

さらに令和4年度から、犯罪・交通事故の未然防止の仕組みを強化するため、AIを搭載した「高度化見守りカメラ」約150台を設置した。

また、地域の犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために各学校での学校支援ボランティア等の防犯活動団体と警察署・学校等関係機関と連携を深め、地域では犯罪の抑止を図るとともに、関係機関において犯罪発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進により防犯を図っていく。

(3) その他

・PDCA体制の整備

加古川市では年に1回、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証と当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(市街化調整区域の範囲)

土地利用調整区域は別表のとおり農地、市街化調整区域が存在するためこれらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【市街化調整区域（農地）】 別表1

【市街化調整区域（農地以外）】 別表2

(地区内における公共施設整備の状況)

学校、保育園、幼稚園、地域公民館等の公共施設は周辺に整備されており、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

(地域内の遊休地の状況等)

本市内には、産業用地として活用できるまとまった遊休地等は存在していない。

(他計画との調和等)

土地利用調整区域は、加古川市都市計画マスタープランの土地利用方針において「田園環境保全地区」に位置付けられており、インターチェンジ周辺などアクセス性に優れた場所では、新たな産業用地を確保するなど、産業振興や雇用の場の創出に向け、土地利用について検討することとしている。

また、土地利用調整区域は、加古川市中央部と兵庫県北播磨地域を結ぶ高規格道路「東播磨道」の県立加古川医療センターランプに近接しており、京阪神など多方面へのアクセスに優れている。

そのため、土地利用調整区域において「製造業の集積を活用した成長ものづくり分野」及び「加古川市の京阪神大都市圏等多方面へアクセス良好な交通インフラを活用した物流関連産業」に係る地域経済牽引事業を行うことは、地域経済の発展につながるとともに、

加古川市都市計画マスタープランで定める方針と調和したものである。

なお、加古川市農業振興地域整備計画書の農用地等の保全の方向として、「やむを得なく農地が農業以外の用途に開発される場合には、土地利用の広域的な調整を行い、農地の乱開発を防止するよう推進する。」としている。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域においては、今後、遊休地を含め工場適地や業務用地が確認された場合は、当該土地を優先して設定することとする。

また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域には、農用地区域が含まれているが、土地利用調整区域には農用地区域は含めず、開発は行わない。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

土地利用調整区域は第1種農地を含むが、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する地域計画の区域は含んでおらず、その大部分は耕作されていない遊休農地である。一部に耕作されている農地があるが、やむを得ずこうした集団的農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障をきたす事態や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより農業生産基盤整備事業並びに農地中間管理事業等の農地流動化に支障をきたすといった事態を避け、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行ううえで必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

土地利用調整区域の農地は、ほ場整備事業を実施していない。

今後、当該事業の対象地になった場合でも、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構の取組に支障が生じないようにすること

現在、土地利用調整区域の全域で、農地中間管理機構関連事業等を含めた土地改良等を実施する対象農地はなく、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農地もない。農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①～③の考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めない

こととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

市街化調整区域については、都市計画法第 34 条第 10 号に基づく開発許可を行うため、本制度を活用した土地利用調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「兵庫県加古川市基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

別表 1

【市街化調整区域（農地）】

所在地	地目	面積(m ²)
加古川市神野町神野字辻ノ東1番2	田	527
加古川市神野町神野字辻ノ東1番3	田	753
加古川市神野町神野字辻ノ東1番4	田	625
加古川市神野町神野字辻ノ東2番1	田	286
加古川市神野町神野字辻ノ東2番2	田	469
加古川市神野町神野字辻ノ東3番1	田	719
加古川市神野町神野字辻ノ東3番2	田	850
加古川市神野町神野字辻ノ東4番1	田	823
加古川市神野町神野字辻ノ東5番2	田	820
加古川市神野町神野字辻ノ東6番1	田	823
加古川市神野町神野字辻ノ東6番2	田	889
加古川市神野町神野字辻ノ東7番1	田	523
加古川市神野町神野字辻ノ東7番2	田	493
加古川市神野町神野字辻ノ東7番3	田	518
加古川市神野町神野字辻ノ東9番1	田	424
加古川市神野町神野字辻ノ東9番2	田	489
加古川市神野町神野字辻ノ東9番3	田	890
加古川市神野町神野字辻ノ東10番1	田	543
加古川市神野町神野字辻ノ東10番2	田	524
加古川市神野町神野字辻ノ東10番3	田	572
加古川市神野町神野字辻ノ東11番1	田	888
加古川市神野町神野字辻ノ東11番2	田	895
加古川市神野町神野字辻ノ東12番1	田	822
加古川市神野町神野字辻ノ東13番1	田	820
加古川市神野町神野字辻ノ東13番2	田	856
加古川市神野町神野字辻ノ東14番1	田	843
加古川市神野町神野字辻ノ東15番2	田	844
加古川市神野町神野字辻ノ東16番2	田	978
加古川市神野町神野字辻ノ東17番1	田	845
加古川市神野町神野字辻ノ東17番2	田	867

別表 1

加古川市神野町神野字辻ノ東 18 番 1	田	832
加古川市神野町神野字辻ノ東 19 番 1	田	783
加古川市神野町神野字辻ノ東 19 番 2	田	849
加古川市神野町神野字辻ノ東 20 番 1	田	855
加古川市神野町神野字辻ノ東 20 番 2	田	882
加古川市神野町神野字辻ノ東 21 番 2	田	802
加古川市神野町神野字辻ノ東 22 番 1	田	872
加古川市神野町神野字辻ノ東 22 番 2	田	843
加古川市神野町神野字辻ノ東 23 番 1	田	843
加古川市神野町神野字辻ノ東 23 番 2	田	855
加古川市神野町神野字辻ノ東 24 番 1	田	869
加古川市神野町神野字辻ノ東 25 番 2	田	325
加古川市神野町神野字辻ノ東 26 番	田	1,086
加古川市神野町神野字辻ノ東 27 番	田	804
加古川市神野町神野字辻ノ東 28 番	田	671
加古川市神野町神野字辻ノ東 29 番	田	517
加古川市神野町神野字辻ノ東 30 番 1	田	615
加古川市神野町神野字辻ノ東 30 番 2	田	607
加古川市神野町神野字辻ノ東 31 番	田	513
加古川市神野町神野字辻ノ東 32 番 1	田	612
加古川市神野町神野字辻ノ東 32 番 2	田	613
加古川市神野町神野字辻ノ東 33 番	田	799
加古川市神野町神野字辻ノ東 34 番	田	903
加古川市神野町神野字辻ノ東 35 番	田	845
加古川市神野町神野字辻ノ東 36 番	田	868
加古川市神野町神野字辻ノ東 37 番	田	896
加古川市神野町神野字辻ノ東 38 番	田	984
加古川市神野町神野字辻ノ東 39 番 3	田	874
加古川市神野町神野字辻ノ東 40 番 1	田	747
加古川市神野町神野字辻ノ東 42 番 1	田	296
加古川市神野町神野字辻ノ東 42 番 3	田	441
加古川市神野町神野字辻ノ東 42 番 8	田	356

別表 1

加古川市神野町神野字辻ノ東 45 番 1	田	879
加古川市神野町神野字辻ノ東 46 番 1	田	1, 236
加古川市神野町神野字辻ノ東 1828 番	田	197
加古川市神野町神野字辻ノ東 1830 番	田	483
加古川市神野町神野字辻ノ西 84 番	田	847
加古川市神野町神野字辻ノ西 85 番 1	田	550
加古川市神野町神野字辻ノ西 85 番 2	田	685
加古川市神野町神野字辻ノ西 88 番 1	田	632
加古川市神野町神野字辻ノ西 88 番 2	田	546
加古川市神野町神野字辻ノ西 88 番 3	田	823
加古川市神野町神野字辻ノ西 89 番 1	田	816
加古川市神野町神野字辻ノ西 90 番 1	田	891
加古川市神野町神野字辻ノ西 90 番 2	田	557
加古川市神野町神野字辻ノ西 90 番 3	田	619
加古川市神野町福留字カルト池 150 番 1	畑	892
加古川市神野町福留字カルト池 150 番 2	田	617
加古川市神野町福留字カルト池 152 番	田	1, 017
加古川市神野町福留字カルト池 153 番 2	田	738
加古川市神野町福留字カルト池 154 番 1	田	592
加古川市神野町福留字カルト池 164 番 1	田	955
加古川市神野町福留字カルト池 165 番 1	田	849
加古川市神野町福留字カルト池 165 番 2	田	834
加古川市神野町福留字カルト池 165 番 3	田	887
加古川市神野町福留字カルト池 166 番 1	田	847
加古川市神野町福留字カルト池 166 番 3	田	852
加古川市神野町福留字カルト池 167 番 1	田	843
加古川市神野町福留字カルト池 167 番 2	田	816
加古川市神野町福留字カルト池 167 番 3	田	574
加古川市神野町福留字カルト池 168 番 1	田	444
加古川市神野町福留字カルト池 168 番 2	田	828
加古川市神野町福留字カルト池 168 番 3	田	896
加古川市神野町福留字茨谷 188 番 1	田	839

別表 1

加古川市神野町福留字茨谷 188 番 2	田	812
面積小計(m ²)		69,768

別表 2

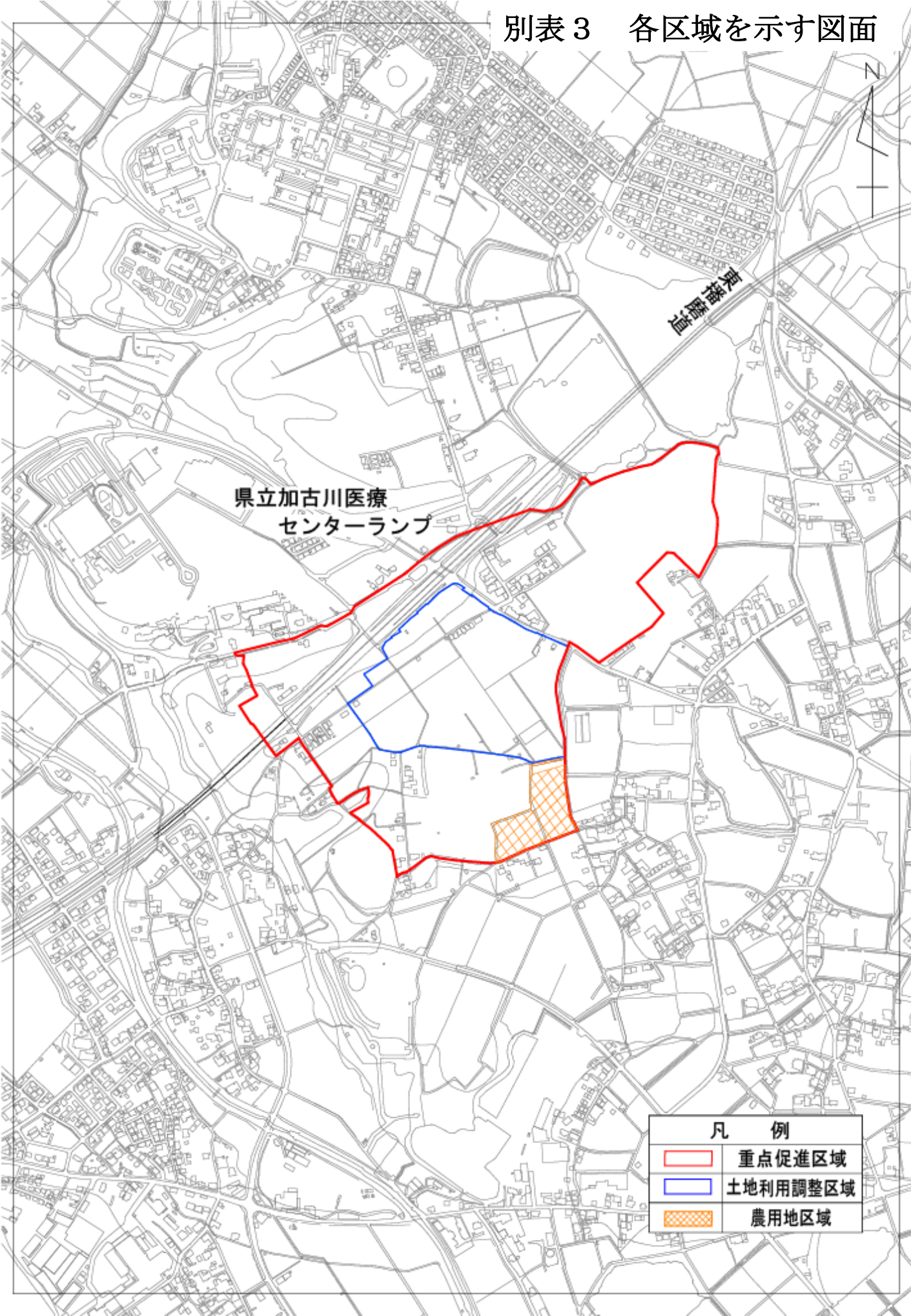
【市街化調整区域（農地以外）】


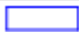

所在地	地目	面積(m ²)
加古川市神野町神野字辻ノ東 1 番 1	雑種地	460
加古川市神野町神野字辻ノ東 1 番 5	雑種地	489
加古川市神野町神野字辻ノ東 4 番 2	雑種地	727
加古川市神野町神野字辻ノ東 5 番 1	雑種地	805
加古川市神野町神野字辻ノ東 6 番 3	雑種地	536
加古川市神野町神野字辻ノ東 8 番 1	雑種地	565
加古川市神野町神野字辻ノ東 8 番 2	雑種地	560
加古川市神野町神野字辻ノ東 12 番 2	雑種地	885
加古川市神野町神野字辻ノ東 14 番 2	宅地	133.33
加古川市神野町神野字辻ノ東 14 番 4	宅地	132.23
加古川市神野町神野字辻ノ東 14 番 5	宅地	247.86
加古川市神野町神野字辻ノ東 14 番 6	宅地	165.23
加古川市神野町神野字辻ノ東 14 番 7	宅地	198.33
加古川市神野町神野字辻ノ東 15 番 1	宅地	137.22
加古川市神野町神野字辻ノ東 15 番 5	宅地	141.46
加古川市神野町神野字辻ノ東 15 番 6	宅地	142.76
加古川市神野町神野字辻ノ東 15 番 7	宅地	143.85
加古川市神野町神野字辻ノ東 15 番 8	宅地	145.01
加古川市神野町神野字辻ノ東 15 番 9	宅地	4.33
加古川市神野町神野字辻ノ東 15 番 10	宅地	0.49
加古川市神野町神野字辻ノ東 15 番 11	宅地	141.83
加古川市神野町神野字辻ノ東 16 番 1	雑種地	843
加古川市神野町神野字辻ノ東 18 番 2	雑種地	831
加古川市神野町神野字辻ノ東 21 番 1	雑種地	826
加古川市神野町神野字辻ノ東 41 番 1	宅地	490.03
加古川市神野町神野字辻ノ東 43 番 1	宅地	755.03
加古川市神野町神野字辻ノ東 44 番 1	雑種地	801
加古川市神野町神野字辻ノ西 78 番 2	宅地	50.00
加古川市神野町神野字辻ノ西 80 番 1	雑種地	218
加古川市神野町神野字辻ノ西 81 番 1	宅地	452.89

別表 2

加古川市神野町神野字辻ノ西 82 番 1	雑種地	247
加古川市神野町神野字辻ノ西 82 番 2	雑種地	457
加古川市神野町神野字辻ノ西 82 番 3	雑種地	689
加古川市神野町神野字辻ノ西 83 番 1	雑種地	537
加古川市神野町神野字辻ノ西 83 番 2	雑種地	165
加古川市神野町神野字辻ノ西 83 番 3	雑種地	165
加古川市神野町神野字辻ノ西 86 番 1	雑種地	573
加古川市神野町神野字辻ノ西 86 番 2	用悪水路	52
加古川市神野町神野字辻ノ西 86 番 3	雑種地	317
加古川市神野町神野字辻ノ西 87 番 1	雑種地	422
加古川市神野町神野字辻ノ西 89 番 2	雑種地	895
加古川市神野町福留字カルト池 153 番 1	雑種地	833
加古川市神野町福留字カルト池 164 番 2	雑種地	499
加古川市神野町福留字カルト池 164 番 3	雑種地	529
加古川市神野町福留字カルト池 166 番 2	雑種地	832
加古川市神野町福留字カルト池 167 番 4	宅地	264.38
面積小計(m ²)		19,504

別表3 各区域を示す図面



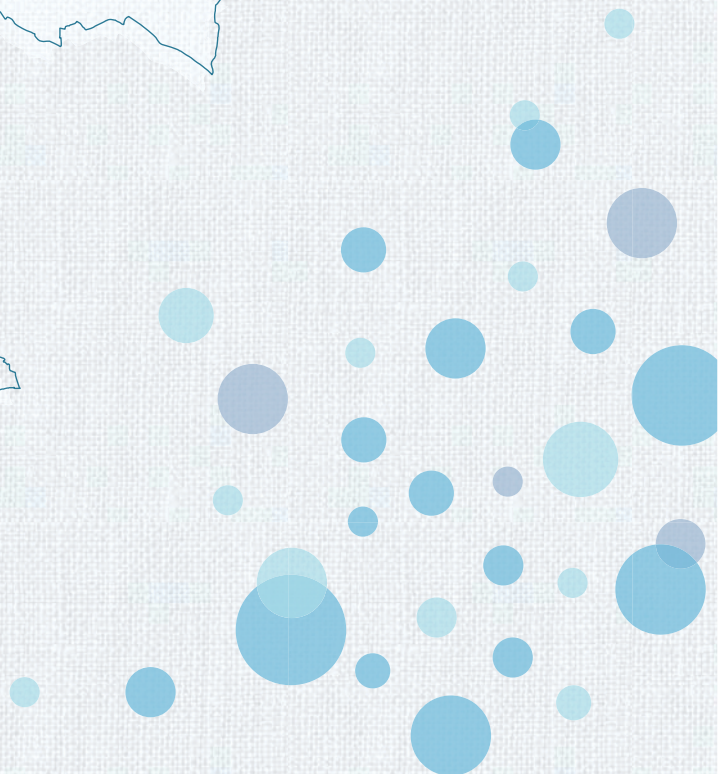
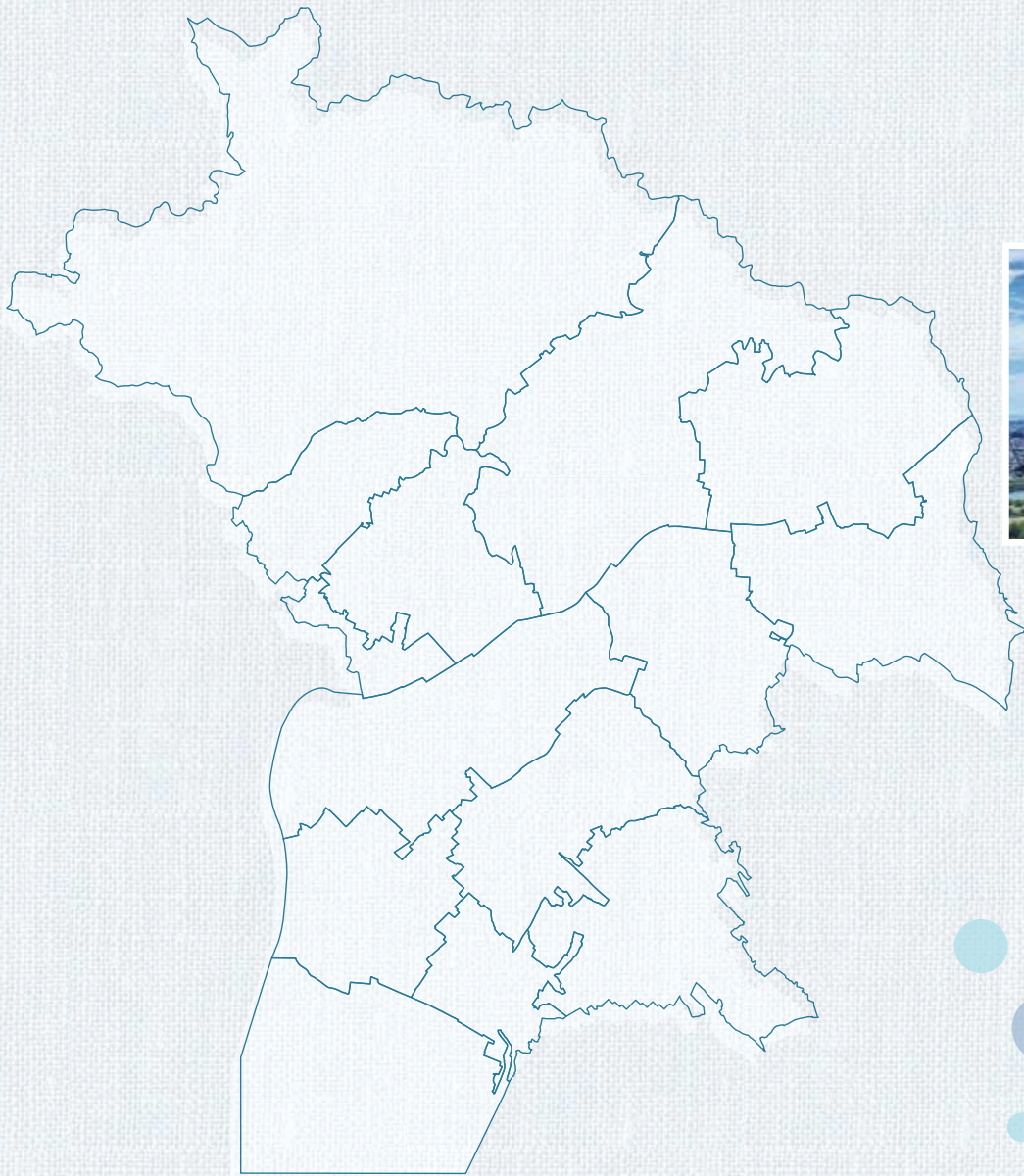
凡 例	
	重点促進区域
	土地利用調整区域
	農用地区域

次ページより参考資料

|| City Planning of Kakogawa ||

加古川市 総合計画

夢と希望を描き
幸せを実感できるまち
加古川



(2) 工業・地場産業を振興する

① 工業の振興



基本方針

生産性や技術力の向上をはじめ、技術革新への対応や新事業への展開に関する支援などに取り組み、工業経営の安定化を促進するとともに、本市が持つ高い利便性を生かした企業立地の促進に努めることで、工業の持続的な発展をめざします。

施策の方向性(現状と課題)

● 工業経営の安定化

商工会議所などとの連携により、工業者の経営改善を支援する取組や工業振興推進に係る調査研究を実施していますが、IoT[※]やAIをはじめとした技術革新が進むなど、工業経営を取り巻く環境は変化しています。

そのような中、県・商工会議所等との連携による経営相談や指導等を通じ、変化する市場ニーズや技術革新に応じた事業展開を促進する必要があります。

● 企業立地の促進

播磨臨海工業地帯の一翼を担い、広域道路網が整備されている本市は、産業用地としての高い利便性を備えていることから、多くのものづくり企業の創業・発展が進み、地域の経済発展を支えてきました。

しかしながら、近年、産業用地が不足しており、用地確保に向けたニーズも高まっています。そのため、産業用地の確保に向けた取組を進め、地域企業の事業拡大並びに新たな企業の立地を促進する必要があります。

※SDGs該当項目:

- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 12 つくる責任つかう責任
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

※IoT:

Internet of Things の略称。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すもの。



播磨臨海工業地帯の一翼を担う市内臨海部の工場群

City Planning of Kakogawa

加古川市総合計画



加古川市
KAKOGAWA CITY

加古川市都市計画 マスタープラン

City Planning Master Plan of KAKOGAWA



令和5年4月
加古川市

■ 産業振興や集落の活力維持に向けた土地利用の誘導

東播磨南北道路や播磨臨海地域道路などの広域幹線道路の整備に伴う産業系土地利用のニーズへの高まりに対応し、幹線道路沿いやインターチェンジ周辺などにおいて、計画的に土地利用転換を進めます。また、人口減少、少子高齢化などにより活力が低下している集落では、田園まちづくり制度などの各種制度を柔軟に運用し、集落の活力維持に資する施設の立地誘導を進めます。

■ 日常生活を支える公共交通の維持

交通弱者の移動需要が高まる中、過度に自家用車に頼らずに生活できるよう、日常生活を支える交通手段として、既存の公共交通ネットワークの維持に努めつつ、公共交通空白地域や不便地域の解消に向けた取組について検討を進めます。

■ 災害に強いまちづくりの支援

様々な自然災害が激甚化・頻発化する中、土砂災害などをはじめとする自然災害から市民の生命を守るため、災害に強いまちづくりを推進します。地域住民が主体となったまちづくりを行う際は、地域の災害リスク（自然災害によって受ける被害）の把握や、防災まちづくりの計画の作成を支援します。

第4章 都市整備の方針

1. 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

人口減少や少子高齢化が進展する中、本市に相応しいコンパクトなまちづくりの実現に向け、秩序ある市街地の形成を推進し、都心・副都心の都市機能のさらなる強化と、利便性の高い日常生活圏を有する住環境の形成を目指します。また、自然災害のリスクなどを踏まえつつ、魅力ある地域の自然資源などの保全や、操業環境の保全と産業誘致など適切な土地利用の誘導を目指します。

さらに、市街化調整区域では農業振興や地域活力の維持に向け、関係住民が安心して住み続けられるよう、都市計画法で定められた範囲の中で、各種制度の柔軟な運用を行い、地域の実情に即したまちづくりを目指します。

(2) 市街化区域における基本方針

■ 都心・副都心の土地利用方針

- ・ 既存の都市基盤を生かしつつ、大型商業施設や総合病院などの高次的な都市機能の誘導と集積、土地の高度利用などを促進し、地域の活性化と拠点性の向上に努めます。また、道路整備や拡幅が見込まれる沿線では、沿道周辺の活性化や回遊性の向上をはじめ、商業・業務施設の立地誘導など、地域の特性に応じた土地利用を検討します。
- ・ 緑地などのオープンスペースを確保するなど、魅力ある空間づくりに取り組むとともに、まちなかへの居住を誘導します。また、多様な都市機能の集積を生かし、中高層住宅の誘導を図ります。

■ 商業地区の土地利用方針

- ・ 鉄道駅周辺などの商業・業務地は、既存の都市基盤を生かしつつ、地域の特性に応じた土地利用を検討します。
- ・ 大規模集客施設は「大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム／兵庫県」や「加古川市立地適正化計画」に基づき、都心・副都心への誘導に努めます。

■ 沿道の土地利用方針

- ・ 主要幹線道路などの沿道では、屋外広告物の規制などによる良好な沿道環境の形成に努めるとともに、道路特性や立地特性を生かした沿道サービス施設などを適切に誘導します。

■ 住居系（中低層住宅地区・低層住宅地区）の土地利用方針

- ・ 中低層住宅地区は、良好な住環境の保全・育成に努めるとともに、周辺住民の日常生活の利便の増進に努めます。

- ・ 低層住宅地区は、良好な住環境の保全・育成を図ります。また、良好な住環境の維持に向け、地区計画制度など地域住民が主体となったまちのルールづくりを支援します。
- ・ 基盤整備が未熟な未利用地や既存集落では、開発許可制度や地区計画制度などを効果的に組み合わせ、良好な住環境の確保など有効な土地利用に努めます。また、緑地や空地が不足している既存集落では、周辺の民間緑地や都市農地などを保全し、防災空間やいこいの場など、多面的な機能の活用に努めます。

■ 工業系（工業地区・住工共存地区）の土地利用方針

- ・ 臨海部の工業地区は、工業の振興を図る場としての土地利用を推進します。また、神戸地域や中播磨地域などと連たんする地理的優位性を生かし、産業の活性化を図る土地利用を推進します。
- ・ 既存工業団地では産業振興施策との連携のもと、操業環境を保全・育成し、地域経済のさらなる活性化を目指した工業の振興に努めます。また、工業系の地区では、操業環境の保全や周辺の住環境との調和を図るため、必要に応じて地区計画制度の活用について検討します。
- ・ 住宅、商業、工業系の建物が混在する市街地では、それぞれの環境との秩序ある調和を図るため、現状の土地利用状況を踏まえつつ、必要に応じて用途地域などの見直しについて検討します。また、住宅と工業施設の共存を目指す市街地では、地域に配慮した環境整備を進め、適切な土地利用の誘導に努めます。
- ・ 雇用の創出や定住促進に向け、新たな産業用地を確保するとともに、大規模工場などの跡地は、多様な産業の立地誘導に努めます。

（3）市街化調整区域における基本方針

■ 共通

- ・ 市街化調整区域では、無秩序な市街化を抑制し、優良な農地や豊かな自然環境の保全に努めます。また、農業や自然を体験できる場所としての活用を図ります。
- ・ 地域の日常生活の維持に向け、概ね小学校区の単位で生活サービスの支援やコミュニティ活動、災害避難・支援、公共交通へのアクセスなどを行うまとまりのあるまちを形成し、まちを構成する一定規模の集落を維持する取組を進めます。また、住民が主体となったまちづくり活動を支援します。

■ 自然環境保全地区の土地利用方針

- ・ 美しい自然環境を形成し、かつ、多様な生きものを育む自然環境保全地区では、自然環境や自然景観の保全を図り、人と自然が共存する場としての活用に努めます。また、各種制度を柔軟に運用し、地域の実情に応じた建築・開発行為により適切な土地利用を誘導し、無秩序な土地利用の防止に努めます。

■ 田園環境保全地区の土地利用方針

【住居系】

- ・ 市街地の縁辺部などの無秩序な建築・開発行為が行われる恐れのある既存集落などでは、開発許可の運用や地区計画制度を活用し、住環境の保全・育成を図ります。
- ・ 人口減少が著しく、地域コミュニティの維持に支障をきたしている既存集落では、集落のまとまりを維持しつつ、田園まちづくり制度などの各種制度を柔軟に運用し、地域コミュニティの維持・活性化や、農業をはじめとする産業の担い手の確保に努めます。

【産業系】

- ・ インターチェンジ周辺や主要幹線道路の沿道など、広域幹線道路へのアクセス性に優れた場所では、新たな産業用地を確保するなど、産業振興や雇用の場の創出に向け、土地利用について検討します。
- ・ 政策課題の解決に向けた計画的な大規模開発や公共公益に資する開発行為は、本市のまちづくりの方針との整合を図りつつ、地区計画制度や面的整備事業などを活用し、適切な土地利用を図ります。
- ・ 新たな産業誘致や既存産業用地の拡大に向けては、地区計画制度、田園まちづくり制度や開発許可制度を運用し、柔軟な対応を検討します。

■ 既存住宅地区の土地利用方針

- ・ 昭和40～50年代に開発された既存住宅地区では、周辺への無秩序な拡大を防止し、周辺環境との調和に努めます。また、地区計画制度の活用を支援するなど、住民と協働して住環境の保全に努めます。

■ 集落地域整備事業地区の土地利用方針

- ・ 集落地域整備事業地区は無秩序な土地利用を防止し、田園環境と調和のとれたゆとりある住環境の保全に努めます。また、地区施設道路の整備改善は、緊急性や優先性を踏まえつつ、地域住民と協働し、安全性や防災性の向上に努めます。

(4) 市街化区域・市街化調整区域の共通事項

- ・ 災害リスクの高いエリアのうち、避難場所への避難が可能な区域などは、地域の実情に照らし合わせ、土地利用の活用を図ります。
- ・ 土地利用に関する各関連制度の改定や策定を進め、社会情勢の変化、政策的な課題や市民ニーズを踏まえた土地利用を誘導します。また、基盤整備が未熟な未利用地は、様々な事業を効果的に組み合わせ、有効な土地利用に向けた検討を進めます。

2. 加古川北地域

(1) まちづくりの基本目標・方針図

■ 自然・歴史資源と調和した田園環境の保全

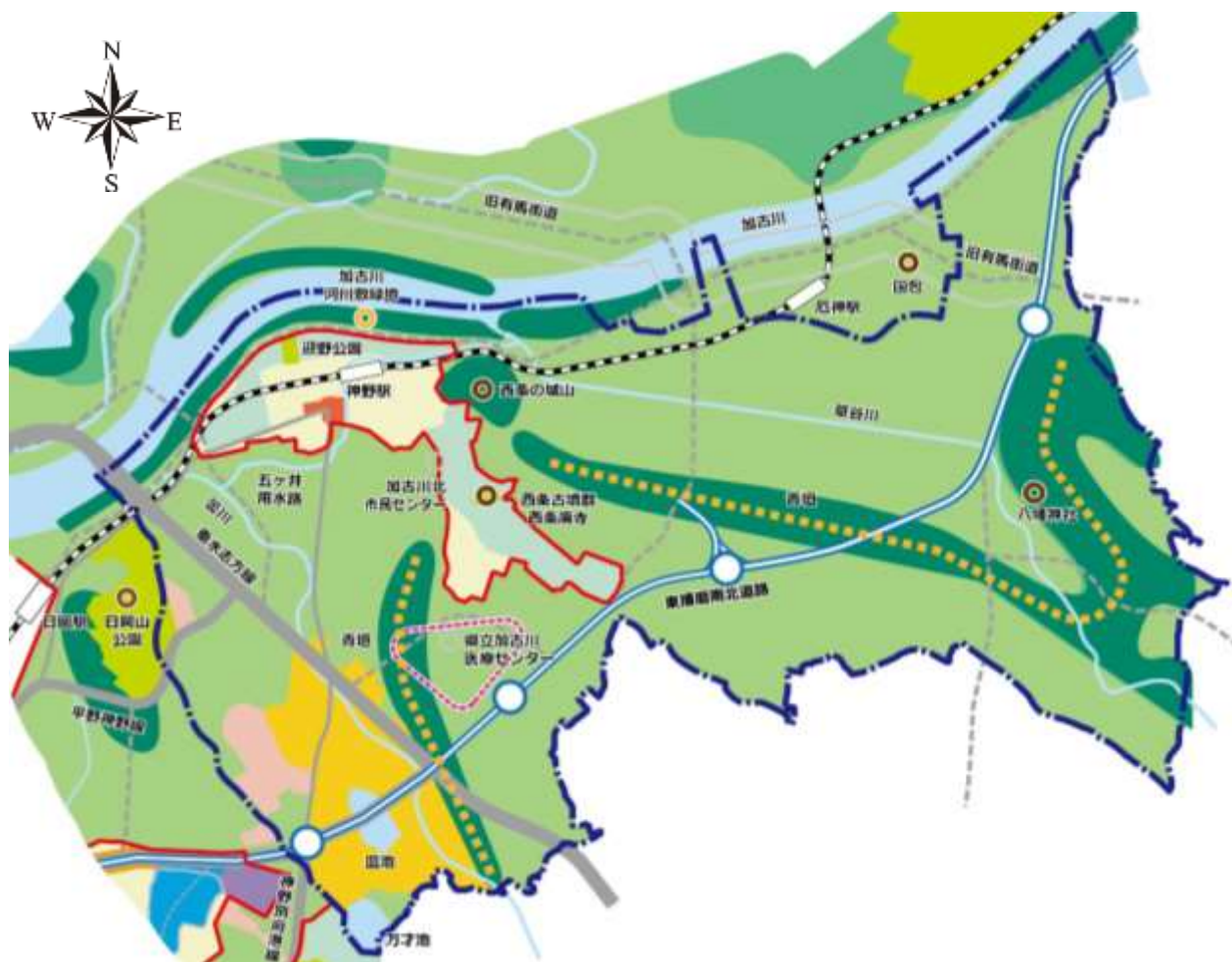
- ・ 西条の城山、加古川大堰や西条古墳群・西条廃寺など魅力ある自然・歴史資源について、有効活用を図り、にぎわい・交流のあるまちの形成を目指します。

■ 立地を生かした土地利用の転換

- ・ 田園まちづくり制度などを柔軟に運用し、地域コミュニティの維持・活性化を目指すとともに、広域幹線道路などへのアクセス性を生かした計画的な土地利用の転換を目指します。

■ 安全・安心なまちづくりの推進

- ・ 輸送路として重要な役割を担う東播磨南北道路の整備促進や、地域の自主防災組織などと連携した避難支援体制の強化など、安全かつ早期に避難できるまちづくりを目指します。



凡例			
--- 地域区分界	○ 地域資源	● 都心・副都心	— 広域幹線道路
— JR山陽新幹線	○ 歴史資源	■ 商業地区	JCT、IC、ランプ等
— JR山陽本線、JR加古川線	○ 港・浜景観核	■ 沿道	— 主要幹線道路
— 山陽電鉄本線	○ 河川敷にぎわいエリア	■ 中低層住宅地区	— 幹線道路
— 水辺	○ 景観形成地区	■ 低層住宅地区	— 補助幹線道路
— 区域区分界	■ 整備または保全すべき緑地	■ 工業地区	— その他の主要な道路
■ 主な公園		■ 住居系 住共存地区	○ 将来、都市的土地利用を検討するエリア
		■ 工業系	
		■ 自然環境保全地区	
		■ 田園環境保全地区	
		■ 既存住宅地区	
		■ 集落地域整備事業地区	

(2) まちづくりの方針

■ 土地利用の方針

- 神野駅周辺の市街地では、良好な住環境を維持・保全し、生活利便施設や地域のコミュニティの確保に努めます。
- 厄神駅周辺では田園まちづくり制度などを活用し、交通の利便性を生かした適切な土地利用を図ります。
- 中低層住宅地区や低層住宅地区では、地域の特性に応じた住環境の形成に努め、適切な土地利用を誘導します。
- 青垣が連なる緑豊かな丘陵地では、現在の良好な自然環境を保全するとともに、各種制度を柔軟に運用し、地域の実情に応じた建築・開発行為により適正な土地利用を誘導することで、無秩序な土地利用の防止に努めます。
- 田園環境保全地区にある集落では、集落のまとまりを維持しつつ、開発許可制度や田園まちづくり制度などの各種制度を柔軟に運用し、農業や産業振興を支える担い手の確保や、地域コミュニティの維持・活性化に努めます。
- 昭和40～50年代に開発された既存住宅地区では、地区計画制度の活用を支援するなど、住民と協働して住環境の保全に努めます。
- 神野地区集落地区計画の区域では、無秩序な開発を抑制し、田園環境と調和のとれたゆとりある住環境の保全に努めます。
- 県立加古川医療センターランプをはじめとするインターチェンジ周辺や県道沿道など、交通の利便性が高いエリアでは、産業振興や雇用の場の創出に向け、民間活力も含めた有効な事業手法について検討します。

■ 基盤施設整備の方針

I. 交通施設（道路）

- 北播磨地域との連携強化や、災害時の緊急輸送道路としても重要な役割を担う東播磨南北道路（北工区）の延伸を促進します。
- 交通事故の削減や交通渋滞の解消に向け、交差点改良や現道を拡幅するなど、快適で安全な道路空間の形成を図ります。

II. 上水道施設・下水道施設

- 上水道施設の適正な維持管理を行うとともに、施設の耐震化や更新などを計画的・効率的に進めます。
- 公共下水道区域では、既設下水道施設の適正な維持管理・改築更新を進めるとともに、計画的な整備を図ります。また、地域の実情に対応した手法（公共下水道、合併処理浄化槽）により、生活排水処理率の向上に努めます。



加古川市 都市計画部 都市計画課

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家 2000
TEL 079-421-2000 (代表) FAX 079-422-8192

加古川市農業振興地域整備計画書

令和7年9月

兵庫県加古川市

第3. 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向

本市の農用地等保全の方向については、農業振興地域の整備に関する法律並びに農地法などによる適正な管理を行い、やむを得なく農地が農業以外の用途に開発される場合には、土地利用の広域的な調整を行い、農地の乱開発を防止するよう推進する。

また、ため池等の整備計画は、農業生産を維持しつつ、老朽した農業用ため池、水路等の農業用施設の改修を行い、自然災害の発生を未然に防止するように農用地等の保全計画に記載し管理強化を図る。

2. 農用地等の保全整備計画

次表による

3. 農用地等の保全のための活動

① 遊休農地等の解消

集中的に啓発活動を行う時期を設定し、農業委員会及び農業協同組合等と連携し、農地の現況を確認するとともに、その周辺の土地利用状況の把握にも努め、発生防止の啓発活動を行う。

また、土地の有効利用を図るため、景観形成作物等への作付けを推進し、発生防止の啓発活動を行い、農業の振興並びに地域の活性化を図る。

更に未利用農地等活性化対策事業において、遊休農地を活用し、特色ある農産物の試験的作付け等を通じた研究開発を試み、特産品開発の取り組みや地産地消を推進する。都市部近郊の遊休農地を「市民農園」として、農作物栽培を希望する市民の利用を推進する。

② ため池等の保全

ため池等の保全については、老朽化や地震などで漏水した農業用ため池、水路等がある。梅雨時期や台風期の自然災害に備えて、ため池パトロールを実施し、老朽化したため池等の整備に努める。

また、農業用水を安定的に供給しつつ防災安全制度の向上を図るとともに、いなみ野ため池ミュージアムにおける地域協議会の設立を促進し、地域ぐるみで農地や農業用施設を守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた活動を支援していく。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし